

保護者の皆様へ

枚方市教育委員会

非常変災時における措置の改定について（お知らせ）

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ご清祥のことと存じます。

昨年度、7月の豪雨を受けて、幼児・児童・生徒の安全確保を考え、気象庁から発表される、特別警報、暴風警報、暴風雪警報に加えて、大雨警報、洪水警報、及び敷地内に土砂災害警戒区域が含まれる学校園においては土砂災害警戒情報の発表時における措置を策定しました。しかし、措置の適用後、大雨警報が発表されたために臨時休業になったものの、その日の降雨や通学路の状況等から、臨時休業の措置が必要であったか問われる状況が発生しました。そのような状況から検討を重ねた結果、子どもの安全確保のため、豪雨が発生した際に対応できる措置が必要である一方、現行の基準を改定する必要があると判断し、令和元年（2019年）6月13日から、以下のように改定することとしました。

（改定内容）

	【改定】 (令和元年（2019年）6月13日から適用)	【現行】
1	午前7時の時点で ○特別警報が発表された場合 臨時休業 ○暴風警報 ○暴風雪警報 ○大雨警報 ○洪水警報 ○土砂災害警戒情報 のいずれかが発表された場合 解除されるまで自宅待機。	午前7時の時点で ○特別警報が発表された場合 臨時休業 ○暴風警報 ○暴風雪警報 ○大雨警報 ○洪水警報 ○土砂災害警戒情報 のいずれかが発表された場合 解除されるまで自宅待機。
2	対象情報の発表区域は「枚方市」とする。（テレビ、ラジオ、「気象庁」や「枚方市」のホームページ等で確認）	特別警報、暴風警報、暴風雪警報の発表区域は「枚方市」、「東部大阪」もしくは「大阪府」とする。

急な改定となり申し訳ありませんが、各学校園からお知らせの非常変災時における措置をもとに、日頃から非常変災時の行動等について、お子様とご確認いただければ幸いです。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。